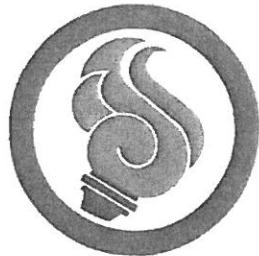


指宿市開催ゲートボール競技会まで あと 149 日

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会



指宿市実行委員会



## 第4回 常任委員会



## かごしま国体・かごしま大会

第75回国民体育大会

第20回全国障害者スポーツ大会

10月3日（土）～13日（火）

10月24日（土）～26日（月）

日 時 令和2年4月30日（木）13時30分から

場 所 ふれあいプラザなのはな館（2階）第1・2会議室

# 会 次 第

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 報告事項

#### ○ 専門委員会への委任事項

(総務・広報専門委員会委任事項) 【P 3～P 32】

ア 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市歓迎・接伴基本計画

イ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項

ウ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市保険加入要項

エ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市遺失物・拾得物取扱要項

(競技・式典専門委員会委任事項) 【P 33～P 41】

オ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市競技会運営要項

カ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市式典実施要項

キ 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者選定要項

ク 「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者一般公募要領

(宿泊・医事専門委員会委任事項) 【P 42～P 59】

ケ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項

コ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準

サ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項

シ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護実施要領

ス 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市食品衛生対策要項

セ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市防疫対策要項

ソ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市環境衛生対策要項

(輸送・警備専門委員会委任事項) 【P 60～P 64】

タ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通業務実施要項

チ 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災業務実施要項

### (2) その他事項

## 4 閉 会

第4回 常任委員会名簿一覧

(敬称略・順不同)

※重複掲載 令和2年4月15日現在

NO	選出区分	所属団体等	役職名	氏名	継・新
1	市	指宿市	市長	豊留 悅男	継
2	市議会	指宿市議会	議長	木原 繁昭	新
3	市	指宿市	副市長	有留 茂人	新
4		指宿市教育委員会	教育長	吉元 鈴代	新
5	スポーツ・レクリエーション	指宿市体育協会	会長	副委員長	※ 福岡 亮一
6	社会団体	指宿市社会福祉協議会	会長	副委員長	西元 文雄
7	市議会	指宿市議会	副議長	常任委員	恒吉 太吾
8		指宿市議会総務水道委員会	委員長	常任委員	新宮領 實
9		指宿市議会文教厚生委員会	委員長	常任委員	山本 敏勝
10		指宿市議会産業建設委員会	委員長	常任委員	東 勝義
11	市	指宿市総務部	部長	常任委員	中村 孝
12		指宿市総務部	参与	常任委員	下吹越 寿
13		指宿市総務部	参与	常任委員	谷口 澄子
14		指宿市市民生活部	部長	常任委員	鶴本 八郎
15		指宿市健康福祉部	部長	常任委員	西 浩孝
16		指宿市農政部	部長	常任委員	田之上 辰浩
17		指宿市建設部	部長	常任委員	山崎 一磨
18		指宿市建設部	参与	常任委員	荻 定治
19		指宿市山川支所	支所長	常任委員	前菌 佳生
20		指宿市開聞支所	支所長	常任委員	今村 将吾
21		指宿市教育部	部長	常任委員	鶴窪 誠作
22		指宿市議会事務局	局長	常任委員	川路 潔
23		指宿市水道事業部	部長	常任委員	園田 猛志
24	官公署	指宿警察署	署長	常任委員	重久 成人
25		指宿南九州消防組合指宿消防署	署長	常任委員	福村 良一
26	学校・学校体育団体	鹿児島県立指宿高等学校	校長	常任委員	紺屋 宏昭
27		鹿児島県立山川高等学校	校長	常任委員	山内 浩
28		指宿市立指宿商業高等学校	校長	常任委員	福永 純一郎
29		鹿児島県立指宿養護学校	校長	常任委員	上原 峻
30		指宿市中学校代表(山川中学校)	校長	常任委員	中村 恵子
31		指宿市小学校代表(山川小学校)	校長	常任委員	磯口 英樹
32		鹿児島県ゲートボール協会	会長	常任委員	児玉 義人
33	スポーツ・レクリエーション	鹿児島県ソフトボール協会	会長	常任委員	霜出 勘平
34		鹿児島県バドミントン協会	会長	常任委員	藤本 滋
35		全日本グランドソフトボール連盟	会長	常任委員	渡辺 照夫
36		指宿市体育協会	副会長	常任委員	並川 士郎
37		指宿市体育協会	副会長	常任委員	濱田 悟
38		指宿地区ゲートボール連絡協議会	会長	常任委員	内菌 幸一
39		指宿市ソフトボール協会	会長	常任委員	※ 福岡 亮一
40		指宿市バドミントン協会	会長	常任委員	田中 一也
41		指宿市スポーツ推進審議会	会長	常任委員	※ 福岡 亮一
42		いぶすきスポーツクラブ	理事長	常任委員	下敷領 正
43	産業・経済	指宿商工会議所	会頭	常任委員	南 荒生
44		菜の花商工会	会長	常任委員	佐藤 正三郎
45	通信・運輸・エネルギー	指宿市タクシー協会	会長	常任委員	別府 竜人

## 第4回 常任委員会名簿一覧

(敬称略・順不同)

※重複掲載

令和2年4月15日現在

NO	選出区分	所属団体等	役職名	氏 名	継・新
46	宿泊・衛生・觀光	指宿市観光協会	会長	常任委員	中村 勝信 繼
47		指宿温泉旅館事業協同組合	代表理事	常任委員	細川 明人 繼
48		指宿ブランド産品協会	会長	常任委員	中園 雅治 繼
49		指宿医師会	会長	常任委員	木之下 藤郎 繼
50		指宿青年会議所	理事長	常任委員	岩崎 新 新
51		指宿市自治公民館連絡協議会	会長	常任委員	今村 修 新
52		指宿市地域女性団体連絡協議会	会長	常任委員	伊佐 幸子 繼
53		指宿市消防団	団長	常任委員	前川 周三 繼
54	社会団体	指宿市文化協会	会長	常任委員	木佐貫 熙 新
55		指宿市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	常任委員	菅 鬼子男 繼
56		指宿市身体障害者福祉協会	会長	常任委員	林山 重孝 繼
57	事務局	産業振興部	部長	事務局長	大迫 格史 新
58		国体・スポーツ コンベンション推進室	室長	事務局次長	和田 哲郎 新
59			主幹兼係長	総務広報班長	坂元 智博 繼
60			主査	総務広報班員	園田 望 繼
61			主査	総務広報班員	西元 一孝 新
62			臨時の任用	総務広報班員	中林 美沙樹 繼
63			主幹兼係長	競技輸送班長	打越 貴人 繼
64			主査	競技輸送班員	吉原 一幸 繼
65			主事	競技輸送班員	田中 涩一郎 繼
66			主事	競技輸送班員	後田 翔太 新
67			主事	競技輸送班員	小濱 彩郁 新
68			臨時の任用	競技輸送班員	鴨崎 丹里 新

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市歓迎・接伴基本計画

### 1 趣旨

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「国体参加者」という。）の歓迎・接伴について、「指宿市開催準備総合計画」に基づき、本市を訪れる方々に豊かな自然、歴史、文化、食など本市の多彩な魅力を発信するとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

### 2 基本事項

#### (1) 歓迎装飾の実施

国体参加者を歓迎するとともに、国体の開催気運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、指宿駅等に歓迎装飾を行う。

#### (2) 案内所の設置等

国体参加者の便宜を図るとともに、本市の多彩な魅力を発信するため、競技会場、指宿駅に案内所を設置する。

#### (3) 休憩所の設置

国体参加者が憩いの場・交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

#### (4) 売店等の設置

国体参加者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

#### (5) おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、国体参加者との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市歓迎・接伴基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の利便を図るとともに、地域の特産品等の紹介及び販売を促進するため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営について必要な事項を定める。

### 2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所及び設置期間は別表1のとおりとし、原則として、設置期間中の途中開設及び閉店は認めない。ただし、競技会が中止の場合及び実行委員会が特に認めた場合はこの限りではない。なお、詳細な場所等については関係機関・団体等と協議のうえ、実行委員会で決定する。

### 3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開始式又は競技開始の1時間前から競技終了又は表彰式の1時間後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

### 4 出店数、出店位置及び出店規模

売店の出店数と出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1店舗あたり1ブース20m<sup>2</sup>（2間（3.6m）×3間（5.4m）のテント）以内とする。ただし、実行委員会は、出店申込状況等を勘案し、必要に応じてこれを調整することができる。

### 5 設置備品

売店出店に伴う設置備品は次のとおりとし、実行委員会が準備する。なお、その他必要な備品等は出店者が準備する。

- (1) テント（2間（3.6m）×3間（5.4m）以内） 1張
- (2) 長机 6台
- (3) 椅子 4脚
- (4) テント内照明
- (5) 電源 2口コンセント（使用電力4.5kw以内、希望する売店のみ）

### 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のマスコット「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会から使用承認を得ているものとする。

(3) 地域特産品

指宿市又は鹿児島県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農畜水産物、農畜水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、これに含むものとする。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下、「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がされているもの。

イ 現場調理品

簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理する食品、飲料、菓子、アイスクリーム類の小分け、かき氷等に限る。

(5) 宅配便、郵便、はがき・切手類

(6) その他実行委員会が特に認めたもの

## 7 出店者条件

売店の出店者は、原則として、次の各号に該当する者とし、かつ実行委員会が選定する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として市内に店舗を有し、申請時に営業を継続している者

イ 過去の国体等において出店実績がある者

ウ スポーツ用品、国体関連グッズ、地域特産品、飲食物に係る関係団体等

エ その他実行委員会が特に認めた者

(2) 次の条件のいずれにも該当する者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間等を遵守し、出店することができること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。また、食品賠償保険等に加入していること。

オ 申請書の提出時点において、納税義務が履行されていること。また、上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

カ 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第1号から第2号までの規定に該当していないこと。また、販売員等として、使用又は雇用していないこと。

## 8 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）及び関係書類（様式第2号から第4号まで）、並びに売店責任者の本人確認書類（免許証等公的機関が発行したもの）を添付し、実行委員会に提出するものとする。

## 9 経費の負担

売店の経費負担については、次のとおりとする。

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、別表2のとおり実行委員会が定める額を出店料として負担する。なお、これに係る振込手数料も同様とする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、実行委員会の承認を受けなければならない。  
なお、実行委員会は承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第6号）により通知する。  
ア 行政機関  
イ 障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等  
ウ 県内の学校  
エ その他実行委員会が特に認めた者
- (4) 納付された出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を返還することができる。

## 10 出店者の選定

実行委員会は、8に規定する申請があったときは、本要項に基づき申請内容の審査を行い、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 9(3)の規定により出店料の免除を受けた者
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会や連合会、協同組合の団体
- (3) かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）認証取得品の取扱いがある者
- (4) その他実行委員会が特に認めた者

## 11 売店許可証の交付

実行委員会は、前条により出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第7号）により通知する。また、実行委員会は、指定する期日までに出店料を納入した者に限り出店を許可し、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

## 12 保健所への届出

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店出店許可証（様式第8号）を受け取った後、速やかに保健所にて必要な届出を行い、保健所の受付印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

## 13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部の競技会部総合案内班長とし、現場を巡回して、本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

## 14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があった場合は、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は売店の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が地域特産品として認めたものは除く。
- (6) 地域特産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) その他国体運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証（様式第8号）を携帯すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 飲食物を販売する売店にあっては、ブースにゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として使用車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国体運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。

- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために売店の撤去等を指示した場合には、その指示に従うこと。
- (11) 売店の出店に関しては、本要項及び関係法令等を遵守すること。
- (12) その他実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等発生時の対応

売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたるとともに直ちに売店監督員に報告し、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良及び自然災害等により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

## 22 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後、直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

## 23 その他

本要項について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、実行委員会が関係者と協議のうえ定めるものとする。

別表 1

設置場所	設置期間	開催競技
指宿市営陸上競技場	令和2年9月26日(土) ～ 27日(日)	ゲートボール
開聞総合グラウンド駐車場	令和2年10月4日(日) ～ 6日(火)	ソフトボール (成年女子)
指宿総合体育館駐車場	令和2年10月9日(金) ～ 12日(月)	バドミントン

別表 2

出店者区分	出店規模	出店料
指宿市内に店舗を有するもの	1 ブース	2,000円／日
指宿市内に店舗を有しないもの	1 ブース	5,000円／日
上記出店区分に関わらず、電源を使用するとき	1 ブース	(追加) 1,000円／日

※1 ブース20m<sup>2</sup> (2間 (3.6m) × 3間 (5.4m)) テント1張を基本とするが、テント0.5張を希望とする場合は、出店料は半額とし、設置備品（長机・椅子）も半数とする。なお、電源を使用するときの追加料はそのまま適用とする。

(様式第1号)

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

### 売店出店申請書

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場に売店を出店したいので、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項8の規定に基づき申請します。

#### 1 出店希望

出店希望	売店設置場所	開催競技	備考
	指宿市営陸上競技場	ゲートボール	
	開聞総合グラウンド駐車場	ソフトボール (成年女子)	
	指宿総合体育館駐車場	バドミントン	

※売店の出店を希望するものに「○」を記入してください。

※設置期間中に開設できない日がある場合、備考欄に記入してください。

#### 2 出店希望規格等

テント1張	テント0.5張	電源使用の有無

※希望規格のいずれか及び電源使用の有無に「○」を記入してください。

※テント1張 (2間 (3.6m) × 3間 (5.4m))

#### 3 添付書類

- ・出店概要書 (様式第2号)
- ・売店従事者名簿及び搬入搬出車両予定表 (様式第3号)
- ・誓約書兼承諾書 (様式第4号)
- ・営業許可証等の写し (要項7(2)イに依るもの)

(様式第2号)

## 出店概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地 (市内に事業所がある場合は市内事業所の住所)	〒			
連絡先	TEL:	FAX:		
出店担当者	TEL:			
業種				
主要取扱品目	スポーツ用品・国体関連グッズ・地域特産品 飲食物・宅配便、郵便、はがき/切手類 その他( )			
国体等出店実績	あり(国体/大会)・なし			
その他出店実績				
営業に関して取得した許可等の種類	種類		番号	
	取得年月日		年 月 日	
過去1年間法令等違反処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有・無	
販売予定品目価格等一覧				
No.	商品名	数量	販売価格 (税込/円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄が足りない場合は、別紙（任意様式）に追加してください。

※かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の認証取得品の取扱いがある場合、備考欄に認証登録番号を記入してください。

(様式第3号)

## 売店従事者名簿及び搬入搬出車両予定表

商号又は名称

### 1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※売店責任者の本人確認書類（免許証等公的機関が発行したもの）を添付してください。

### 2 搬入搬出車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用
		有・無
		有・無
		有・無

※車両の種類には、「2t トラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※駐車場スペース及び国体運営の関係上、搬入車両の制限をすることがあります。

※出店テントの後ろなどに車を駐車するスペースはありませんので、車両の会場への乗り入れは搬入・搬出時のみとなります。

### 3 設営持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※火気等の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。

(様式第4号)

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会長 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

### 誓約書兼承諾書

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容確認のため、実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、実行委員会に異議申し立てを行いません。

(連絡担当者)

担当者所属 :

担当者氏名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第5号)

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

印

電話番号 \_\_\_\_\_

### 出店料免除申請書

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場へ売店出店するにあたり、出店料の免除を受けたいので、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項9（3）の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

出店場所	
競 技 名	
出店期間	
免除理由	

(様式第6号)

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会長

### 出店料免除決定通知書

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場への売店出店に係る出店料について、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項9（3）の規定に基づき下記のとおり免除します。

記

出店場所	
競技名	
出店期間	
免除理由	

(様式第7号)

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会长

### 売店許可決定通知書

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場への売店出店については下記の内容で決定しました。

つきましては、下記の指定口座へ 年 月 日までに出店料を振り込んでください。

記

出店場所	
競技名	
出店許可期間	
出店料	
指定口座	金融機関名：いぶすき農協協同組合 支店名等：中部支所／普通口座 口座番号：0111890 口座名義：燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会

(様式第8号)

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会会長

### 売店出店許可証

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、実行委員会が運営する競技会場への売店出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在 地	
出店許可会場 及び期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
出店許可品目	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"><li>許可内容は、申請書に記載の内容とする。</li><li>出店時は、本許可証を携帯すること。</li><li>売店の出店に関しては、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。</li></ol>

総務・広報専門委員会への委任事項  
報告事項 ウ

「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）の開催準備業務並びに開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に国体関係者や第三者に発生した事故等に対する補償並びに加入する保険について必要な事項を定める。

2 契約

保険は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と当該保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

開催期間中等に第三者に対して損害を与える、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	10億円	10億円
対物		1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師等が行った業務等により、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	10億円	10億円

## (2) 傷害保険

被保険者が、開催期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
国体役員			
競技会役員			
競技役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技会補助員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師等	3,000万円	10,000円	5,000円

## 4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象としない。

### (1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

### (2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心身喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

## 5 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に報告するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

## 6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特約約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市遺失物・拾得物取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技において、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する総合案内所とし、実施本部案内広報班総合案内係（以下「総合案内係」という。）が取扱い業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 総合案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部競技式典班競技総務係（以下「競技総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 競技総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（写し）を交付する。その後、拾得物一覧簿（様式第2号）に記入するとともに、拾得物に拾得物個票（様式第3号）を貼付し、総合案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第4号）の提出を受け、遺失者に対し遺失物届出書（写し）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）と照合し、該当する物件がない場合は、指宿警察署へ届け出るよう説明する。その後、遺失物一覧簿（様式第5号）に記入する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第6号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第7号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号又は様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

## **5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等**

- (1) 競技総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。
- (2) 実行委員会は、競技総務係から引き継いた遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物件届出書（様式第10号）を添えて指宿警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を指宿警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、指宿警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を指宿警察署に伝える。

## **6 その他**

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

## 拾得物受理書

受理番号	第 号											
受理事時	年月日( ) 時 分											
拾得日時	年月日( ) 時 分頃											
拾得場所												
拾得者		住所	〒									
		氏名	フリガナ				電話	自宅				
物件 物品		総額	金額内訳									
		現金	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
種類	特徴等(形状・模様・材質等)									点数		
権利放棄の意思	上記の物件に対する											
	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。					<input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。						
<input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄します。												
<input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。												
<input type="checkbox"/> 所有権を取得する権利を放棄します。												
年月日												
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会 会長 殿												
拾得者氏名 (自署)												
氏名等告知の同意			遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意									
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
拾得物返還通知書の希望			拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望									
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			※一切の権利を放棄する場合以外に記入									
拾得者の権利			<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 舍棄権 <input type="checkbox"/> 失権									
備考			上記の物件を預かりました。 年月日 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市 実行委員会 会長  拾得取扱担当者氏名 (自署) ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効									

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと（自署については必ず本人記入とする。）。

## 注意事項

- 1 この拾得物受理書（写し）は、実行委員会及び指宿警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります（権利放棄された方は該当しません。）。
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます（権利放棄された方は該当しません。）。
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に実行委員会から指宿警察署へこの物件を提出します。なお、指宿警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます（権利放棄された方は、該当しません。）。ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、指宿警察署へ問い合わせてください。あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が指宿警察署へ届出した翌日から3か月を経過した日から2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 指宿警察署の連絡先
  - 所在地 〒891-0311 鹿児島県指宿市西方 1602 番地 1
  - 電話番号 0993-22-2110

## 拾得物一覧簿

受理番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名 返還取扱担当者氏名	備考
				現金	物品 (形状・模様・材質等)			
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	

拾得物個票	
受理番号	第 号
受理日時	年 月 日 時 分
拾得日時	年 月 日 時 分頃
拾得者	
物 件	現金
	物品
拾得取扱担当者氏名	

## 遺失物届出書

届出番号	第 号			
届出日時	年 月 日 ( ) 時 分			
遺失日時	年 月 日 ( ) 時 分頃			
遺失場所				
遺失者	住所	〒		
	フリガナ			
	氏名			
	電話	自宅 ( )	日中連絡先 ( )	
物件	現金	(総額) 円		
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)	点数
備考				
上記の旨について、誤りがないことに同意します。				
年 月 日				
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 指宿市実行委員会 会長 殿				
署名 (自署)				

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと（自署については必ず本人記入とする。）。

※拾得物一覧簿（様式第2号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、指宿警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿（様式第2号）に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処理	<input type="checkbox"/> 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 遺失者に返還（郵送の場合は着払い）	年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知の同意がある場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	<input type="checkbox"/> 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分	
	<input type="checkbox"/> 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分	

## 遺失物一覧簿

届出番号	届出日時	遺失日時	遺失場所	物件(種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 時 分	年 月 時 分	日 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 時 分	年 月 時 分	日 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 時 分	年 月 時 分	日 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 時 分	年 月 時 分	日 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	
	年 月 時 分	年 月 時 分	日 分頃				1 返還済み (日付 月 日) 2 實行委員会引継ぎ	

## 遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件 物 品	現 金	金 円	
		種 類	特徴等（形状・模様・材質等）

上記の物件を受領しました。

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長 殿

住 所 〒

氏 名 \_\_\_\_\_

(自署)

電 話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
返還取扱担当者氏名	

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと（自署については必ず本人記入とする。）。

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長 殿

委任状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

委任者との関係

\_\_\_\_\_

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番

号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

\_\_\_\_\_

氏 名

印

電 話 番 号

( ) \_\_\_\_\_

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長

## 拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。  
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内 容	備 考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	指宿警察署へ物件を提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>		権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。	

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明しております。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

所 在 地 〒891-0404 鹿児島県指宿市東方 9300 番地 1

電話番号 0993-23-1014

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長

## 拾得物返還通知書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。  
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権利	内容	備考
<input type="checkbox"/>	費用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができません。
<input type="checkbox"/>	報労金	物件の価格の5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
<input type="checkbox"/>	所有権	指宿警察署へ物件を提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
<input type="checkbox"/>		権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。	

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。

この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、下記までご連絡ください。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会

所在地 〒891-0404 鹿児島県指宿市東方 9300 番地 1

電話番号 0993-23-1014

## 拾得物件届出書

鹿児島県指宿警察署長様

住 所  
代表者名  
担当者名  
電話番号

年 月 日

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、実行委員会は一切の権利を放棄します。

番号	物件		拾得日時		拾得場所	住所、氏名、電話番号	拾得者
	物品	現金	月日	時間			
1						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	
2						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	
3						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	
4						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	
5						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	
6						【報労金】有□無□ 【所有権】有□無□ 【告知】有□無□	

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市競技会運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市競技会運営基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技における円滑な運営業務について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 内容

#### (1) 競技会運営

競技会の運営については、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、関係機関・団体等と密接に連携を図るとともに、簡素で効果的な運営に努める。

#### (2) 競技役員等の編成及び業務内容

競技会の円滑な運営のため、業務分担を明確にするとともに、市民ボランティア等の協力を得ることにより市民参加を推進する。

競技役員等の役職名、定義及び編成方法、業務内容は別紙のとおりとする。

### 3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別紙

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法	業務内容
競技会役員	国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。	—
競技役員 審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。	総括、総務、運営、審判、記録、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
競技役員 運営員	直接競技会の運営に携わる者（審判員を除く。）	原則として、県競技団体関係者と指宿市関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。	指宿市及び周辺市町村に在住する当該競技関係者をもって編成する。
競技補助員	競技役員の補助として、競技会の運営に携わる者	指宿市及び周辺市町村に在住する当該競技役員の業務を補助する。	競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法	業務内容
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	指宿市関係者等をもって編成する。	総合案内、広報記録、医療救護、輸送、駐車場、消防防災、競技総務、受付案内、競技会場、式典表彰、記録速報、チーム支援、練習会場、休憩所、環境美化、行幸啓・お成り
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	指宿市及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。	競技会係員の業務を補助する。

※競技員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める「国民体育大会開催基準要項」及び「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づいた「第75回国民体育大会競技員等編成基本方針」により行う。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市式典実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市式典基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技会における式典の円滑な運営業務について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携を図り、式典を実施する。

### 3 実施内容

開始式・表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・協会旗・  
県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

#### (2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 大会旗・協会旗・  
県旗・市旗降納（儀礼）
- ク 国旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

### 4 実施上の留意事項

- (1) 式典の実施にあたっては、簡素化を旨とし、競技会運営及び参加選手のコンディションに配慮して行う。
- (2) 内容及び所要時間は、競技団体と協議のうえ実施する。

### 5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する。

### 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会が競技団体等と別途協議の上、別に定める。
- (2) 式典月日及び内容等は別紙1のとおりとする。

別紙1

第75回国民体育大会指宿市開催競技式典月日及び内容等

1 ソフトボール競技会

【開始式】

期日 令和2年10月3日（土）

会場 ふれあいプラザなのはな館

順序	内 容
1	開 式 通 告
2	競 技 会 開 始 宣 言
3	国 旗 揭 揚 （儀 礼）
4	大会旗・協会旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
5	大会会長トロフィー返還
6	開 会 の あ い さ つ
7	歓 迎 の こ と ば
8	選 手 宣 誓
9	閉 式 通 告

【第5位表彰式】

期日 令和2年10月5日（月）

準々決勝終了後

会場 開聞総合グラウンド

【第3位表彰式】

期日 令和2年10月5日（月）

準決勝終了後

会場 開聞総合グラウンド

順序	内 容
1	選 手 整 列
2	開 式 通 告
3	賞 状 授 与
4	副 賞 状 授 与
5	閉 式 通 告
6	選 手 退 場

【表彰式】

期日 令和2年10月6日（火）

決勝終了後

会場 開聞総合グラウンド

順序	内 容
1	選 手 整 列
2	開 式 通 告
3	成 績 発 表
4	賞 状 授 与
5	副 賞 状 授 与
6	閉 会 の あ い さ つ
7	歓 送 の こ と ば
8	大会旗・協会旗・県旗・市旗降納（儀礼）
9	国 旗 降 納
10	競 技 会 終 了 宣 言
11	閉 式 通 告
12	選 手 退 場

## 2 バドミントン競技会

### 【開始式】

期日 令和2年10月8日（木）  
会場 ふれあいプラザなのはな館

順序	内 容
1	開 式 通 告
2	競 技 会 開 始 宣 言
3	国 旗 揭 揚 （儀 礼）
4	大会旗・協会旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
5	大会会長トロフィー返還
6	競 技 会 会 長 あいさつ
7	歓 迎 の こ と ば
8	感 謝 状 贈 呈
9	閉 式 通 告

### 【表彰式】

期日 令和2年10月12日（月）  
会場 指宿総合体育館

順序	内 容
1	選 手 整 列
2	開 式 通 告
3	成 績 発 表
4	表 彰
5	競 技 会 会 長 あいさつ
6	歓 送 の こ と ば
7	大会旗・協会旗・県旗・市旗降納（儀礼）
8	国 旗 降 納
9	競 技 会 終 了 宣 言
10	閉 式 通 告
11	選 手 退 場

※計画内容であり、天候等により内容が変更することもあります。

競技・式典専門委員会への委任事項  
報告事項 キ

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者選定要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会が、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」における指宿市炬火リレー（以下「リレー」という。）走者を選定するために、必要な事項を定める。

2 選定方法

リレー走者の選定方法は、一般公募とする。ただし、選定人数に満たない場合は、この限りではない。

3 リレー実施日

令和2年8月11日（火）

4 リレーコース

- |                           |       |     |
|---------------------------|-------|-----|
| (1) 指宿地域 指宿市役所指宿庁舎から丹波小学校 | 2.6km | 5区間 |
| (2) 山川地域 J R山川駅から山川高等学校   | 2.3km | 5区間 |
| (3) 開聞地域 開聞観光案内所から開聞小学校   | 2.9km | 5区間 |

5 選定人数等

(1) 1区間当たりのリレー走者の選定人数は、14人から20人とし、総数は260人程度とする。

(2) 選定人数は次のとおりとする。

- |        |       |
|--------|-------|
| ア 小学生  | 80人程度 |
| イ 中学生  | 80人程度 |
| ウ 高校生  | 70人程度 |
| エ 一般   | 30人程度 |
| オ 太陽国体 | 若干名   |

(3) リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人で分担する。

- |          |        |
|----------|--------|
| ア 炬火保持者  | 1人     |
| イ 国体旗保持者 | 4人から6人 |
| ウ 大会旗保持者 | 4人から6人 |
| エ 市旗保持者  | 4人から6人 |
| オ リレー隊長  | 1人     |

6 リレー走者の条件

リレー走者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 指宿市内に居住又は通勤・通学していること。

- (2) 令和2年度で小学5年生以上であること。ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。
- (3) 走行する区間を所定の速度で走行できること。ただし、障害者については、車椅子等の使用及び介助者の伴走も可能とする。  
なお、所定の速度とは、毎時6kmから8kmを目安とするが、児童・生徒、高齢者、障害者等が走行する区間では、状況に応じた走行を行うこととする。
- (4) 日頃から健康管理に十分注意を払い、体力に自信があること。

## 7 選定方法

応募人数が選定人数を上回った場合は、抽選により選定する。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

競技・式典専門委員会への委任事項  
報告事項 ク

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー走者一般公募要領

1 趣旨

この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」指宿市炬火リレー（以下「リレー」という。）走者の一般公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集人数 260人程度

3 リレー実施日 令和2年8月11日（火）

4 リレーコース

- |                           |       |     |
|---------------------------|-------|-----|
| (1) 指宿地域 指宿市役所指宿庁舎から丹波小学校 | 2.6km | 5区間 |
| (2) 山川地域 J R 山川駅から山川高等学校  | 2.3km | 5区間 |
| (3) 開聞地域 開聞観光案内所から開聞小学校   | 2.9km | 5区間 |

5 リレー走者の役割

リレー走者は、原則として、次の役割を14人から20人で分担する。

- (1) 炬火保持者 1人
- (2) 国体旗保持者 4人から6人
- (3) 大会旗保持者 4人から6人
- (4) 市旗保持者 4人から6人
- (5) リレー隊長 1人

6 募集期間 令和2年4月6日（月）から5月15日（金）まで

7 リレー走者の条件

リレー走者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 指宿市内に居住又は通勤・通学していること。
- (2) 令和2年度で小学5年生以上であること。ただし、応募時点で未成年の者は、保護者の承諾を必要とする。
- (3) 走行する区間を所定の速度で走行できること。ただし、障害者については、車椅子等の使用及び介助者の伴走も可能とする。

なお、所定の速度とは、毎時6kmから8kmを目安とするが、児童・生徒、高齢者、障害者等が走行する区間では、状況に応じた走行を行うこととする。

- (4) 日頃から健康管理に十分注意を払い、体力に自信があること。

8 応募方法

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が作成した応募用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX、電子メール等で送付する。

(2) 応募は1人1通とする。

## 9 発表

令和2年6月12日（金）（予定）に応募者全員に通知する。

## 10 その他

- (1) リレー走者に選定された者は、実行委員会において傷害保険に加入する。
- (2) リレー走者に選定された者は、自己の健康管理に十分配慮する。
- (3) リレー走者に選定された者が、怪我等により走行に支障が生じる場合は、決定を取り消されることがある。
- (4) リレー及び事前に開催される説明会に参加するための費用は、各自の負担とする。
- (5) リレー走者の服装は、実行委員会の指示によるものとし、Tシャツ及び帽子は支給する。
- (6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市宿泊基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国体参加者」という。）に提供する弁当の調達について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、国体参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

### 4 弁当の種類及び調達期間

#### (1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員、報道員、競技会係員等のうち弁当を希望するものに、幹旋する弁当

#### (2) 支給弁当

大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員等に、支給する弁当

#### (3) 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあっては、国体の競技会会期期間、支給弁当にあっては、国体の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 5 弁当調製施設の指定及び取消

(1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選定基準に基づき実行委員会が指定する。

(2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、当該弁当調製施設に燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定書（第1号様式）を交付する。

(3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定取消書（第2号様式）により指定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- イ 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は、一部の禁止、若しくは、期間を定めての停止処分を受けたとき。
- ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- エ その他実行委員会が不適当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第1号様式

燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長 豊留 悅男

燃ゆる感動かごしま国体における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
指定期間	

第2号様式

燃ゆる感動かごしま国体指宿市弁当調製施設指定取消書

令和 年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
指宿市実行委員会 会長 豊留 悅男

燃ゆる感動かごしま国体における指定弁当調製施設の指定を次の事由により取り  
消します。

記

指定取消事由	
--------	--

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調製施設選定基準

### 1 趣旨

この選定基準は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市弁当調達要項（案）に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における弁当調製施設の選定について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 国民体育大会に対しての理解

国体に理解があり、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

### 3 対象施設

- (1) 指宿市内に事業所所在地がある業者。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生法等の関係法令の規定による営業許可を受けている業者。

### 4 施設の衛生管理

- (1) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票での評価が80点以上であること。
- (2) 過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 検食は、完成した弁当とマジックで日付を書いた紙を清潔な容器（ビニール等）に密閉して1日分ずつ-20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体開催前の1か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）を実施すること。

なお、実行委員会から指示があった場合は、ノロウイルスの検査を別途行うこと。

- (5) 食品賠償保険等に加入していること。
- (6) 実行委員会が指定した時刻及び場所に、衛生的に配達できること。
- (7) 弁当容器に以下の項目をラベルシート等で表示できること。

- ア 弁当の名称
- イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
- ウ 食品添加物
- エ 消費期限（時刻まで表示）
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク その他実行委員会が指示する表示

## 5 施設の調製能力

- (1) 国体期間中の提供可能数が、平日、土、日曜日とも1日当たり100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが可能であること。
- (4) 栄養バランス・カロリー等に配慮したメニューでの提供が可能であること。

## 6 施設の対応能力

- (1) 単価に応じた弁当の調製が可能であり、実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (2) 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋の提供が可能であること。
- (3) 弁当は保冷効果が持続し、かつ運搬が容易で清潔なダンボール箱等に梱包して納入できること。
- (4) 前日午後6時までの発注で、翌日午前10時30分までの納入が可能であること。
- (5) 配達同日に弁当容器等を回収できること。
- (6) サンプル調査を行うためのサンプルを実行委員会の指示に基づき提供し、当該調査において指摘されたことを改善することが可能であること。
- (7) 荒天等により、競技開催に中止等の変更があった場合、弁当の調製及び納入については実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

## 7 その他

- (1) 原則として3年以上の営業実績があること。
- (2) 食品に関する法律諸規定が遵守されていること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 上・下水道等の使用料の滞納がないこと。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における医療救護対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置及び役割

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて看護師、保健師及び係員を配置する。

#### (3) 救護所における医療救護

救護所は、傷病者に対する応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

#### (4) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。医薬品はドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

### 4 練習会場における医療救護

練習会場に、医薬品等を配備し、係員が必要に応じて提供する。

### 5 炬火イベント等における医療救護

本市における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

### 6 宿舎における医療救護

選手・監督、役員、視察員、報道員等の国体参加者が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の案内、または救急自動車の出動要請を行うとともに、その旨を燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

### 7 医療費の負担

医療機関における受診や治療にかかる医療費は、全て受診者が負担するものとす

る。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医療救護対策要項に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における医療救護の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 競技会場における医療救護

#### (1) 救護所の設置

ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて看護師、保健師及び係員を配置する。

イ 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。医薬品はドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

#### (2) 救護所の設置時間

原則として、競技開始30分前から競技または式典の終了時までとし、必要に応じて延長することができるものとする。

#### (3) 医療救護係の業務

ア 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに、傷病者受付簿（第1号様式）、必要に応じて処置記録兼診療依頼書（第2号様式）に所定の事項を記入する。

イ 傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、選手・監督の場合は原則チーム関係者が同行し、処置記録兼診療依頼書（第2号様式）を持参する。

ウ 傷病者を医療機関に移送したときは、経過を確認し、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部（以下「実施本部」という。）に報告する。

エ 当日の業務終了後、次の書類を実施本部に提出する。

（ア）傷病者受付簿（第1号様式）

（イ）処置記録兼診療依頼書（第2号様式）

（ウ）取扱傷病者一覧表（第3号様式）

### 3 練習会場における医療救護

#### (1) 医薬品の配置

練習会場に医薬品を配備し、係員が必要に応じて提供する。

#### (2) 練習会場係の業務

傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、車両等での搬送又は、救急自動車等の出動を要請する。この場合、選手・監督の場合は、原則チーム関係者が同行すること。医療機関に移送したときは、速やかに実施本部へ報告する。

#### **4 宿舎における医療救護**

選手・監督、役員、視察員、報道員等の国体参加者に傷病者が発生した場合は、医療機関を案内するなど宿舎提供者が対応し、必要に応じて救急自動車等の出動要請を行うとともに、宿舎提供者がその旨を実施本部に連絡する。

なお、選手・監督が医療機関を受診する場合は、原則チーム関係者が同行すること。

#### **5 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への報告**

- (1) 国体期間中に入院患者が発生した場合は、速やかに入院患者発生速報（第4号様式）により、県実行委員会に報告する。
- (2) 全競技終了後、取扱傷病者一覧表（第3号様式）を競技会場ごとにとりまとめ、県実行委員会に報告する。

#### **6 その他**

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 傷病者受付簿

【取扱救護所】

発症日時	令和2年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他( )
傷病者 情報	ふりがな 名前 住 所 保護者(傷病者が未成年の場合) 名 前	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 歳
		電話番号	- - -
		傷病名	熱中症・嘔吐・打撲・創傷 その他( )
発生原因 及び状況 指示等			

発症日時	令和2年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他( )
傷病者 情報	ふりがな 名前 住 所 保護者(傷病者が未成年の場合) 名 前	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 歳
		電話番号	- - -
		傷病名	熱中症・嘔吐・打撲・創傷 その他( )
発生原因 及び状況 指示等			

## 参加区分

その他とは競技補助員、競技会補助員(ボランティア)、競技会係員(市職員)、業者等

## 処置記録兼診療依頼書

取扱救護所	救護所			発行番号	No					
発症場所				発行日時	年月日( )					
	式典中 競技中 観戦中 移動中 その他( )				午前・午後 時 分頃					
傷病者情報	ふりがな 氏名 生年月日 他	男・女			参加区分	選手 監督 役員 観客 その他( )				
		T・S・H・R				競技名				
		年月日生 歳				会場名				
	住所 連絡先	都道府県名( )			宿舎名					
		TEL: - -			付添人 (続柄)	( )				
		携帯: - -			保険証所持の有無	有・無				
発生原因及び状況										
応急処置の内容	受傷内容		胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 創傷 その他( )							
	受傷部位									
	発症(事故)原因									
	バイタルサイン等		体温	°C	脈拍	/min	血圧	/ mmHg	SpO2	%
	処置内容		処置時間: 午前・午後 時 分							
	使用医薬品									
	現病歴		(服薬)							
	既往歴									
	備考									
	搬送送		有・無							
救護所看護師等氏名										

搬送先医療機関 担当医様

燃ゆる感動かごしま国体において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 2年 月 日  
 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会  
 会長 豊留 悅男

※本書を医療機関に送付すること並びに医療機関から、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民体育大会・障害者スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

患者同意欄(サイン)

## F A X 送 信 用

令和 2年 月 日

宛 先	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会 救護本部 宛 FAX :	
	医療機関名	担当者 (所属)
発 信 者 (ゴム印可)	住所	(氏名)
	TEL :	FAX :

※下記の診療内容欄に記入後、この用紙（裏面）のみを「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局」までFAXで送信いただきますようお願ひいたします。  
(本紙の記入は医師以外の方が記入しても構いません。)

医療機関における診察状況	
傷 病 者 名	
傷 病 名	
治 療 内 容 使 用 医 薬 品	
そ の 他	
<u>診療医師名 :</u>	

## 【救護所で記入】

取 扱 救 護 所	救護所	診 療 依 賴 書 発 行 番 号	No.
-----------	-----	-------------------	-----

## 取扱傷病者一覧表

取扱救護所：

令和 2年 月 日( )

区分		救護班及び移動救護班取扱傷病者数						医療機関搬送者の数					
		選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害	男												
	女												
感冒	男												
	女												
貧血	男												
	女												
頭痛	男												
	女												
熱中症	男												
	女												
疲労	男												
	女												
眼症	男												
	女												
耳症	男												
	女												
歯牙外傷	男												
	女												
打撲	男												
	女												
捻挫	男												
	女												
骨折	男												
	女												
脱臼	男												
	女												
筋腱断裂	男												
	女												
創傷	男												
	女												
その他	男												
	女												
男 計													
女 計													
合計													

## 入院患者発生速報

令和2年 月 日( )午前・午後 時 分

宛先	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 医療救護担当 宛 FAX:		
会場地実行委員会名	競技会場名	競技名	報告者氏名
指宿市実行委員会			

患者	ふりがな 氏名	男・女 T・S・H・R 年 月 日生	参加区分	選手・監督 役員・観客 その他 ( )
	生年月日等		競技種目	
宿舎名				
発生時間				
発生場所				
発生原因 及び状況				
症状				
競技参加の 支障の有無				
入院先医療機関名				
使用医薬品				
備考				

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における食品衛生対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上と普及啓発

飲食物による事故の発生を予防するため、国体に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者（以下「国体参加者」という。）及び一般観覧者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

#### (2) 食品取扱施設等への監視・指導

食品取扱施設等に対する監視・指導を実施し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの徹底を図る。特に、国体参加者の宿舎、大会に関する弁当調製施設、競技会場内の食品取扱施設に対しては、重点的に監視・指導を行う。

#### (3) 食中毒発生時の対応

国体参加者に食中毒患者が発生した場合は、保健所等、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市防疫対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における防疫対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

### 3 防疫対策

#### (1) 感染症予防に対する意識の向上と普及啓発

感染症の発生予防のため、国体に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、その他関係者（以下「国体参加者」という。）及び一般観覧者等に対し、衛生意識の普及啓発を行い、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に対する意識の向上に努める。

#### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国体参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国体参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

#### (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国体参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市環境衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市医事・衛生基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技における環境衛生対策について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場及び駐車場等の清掃など、会場を清潔に保持するよう努める。

#### (2) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場、駐車場及び宿舎の周辺における道路・河川・公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄・空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

#### (3) 宿舎の衛生管理

関係機関・団体等と連携し、宿舎管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう、宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

#### (4) 廃棄物の適正処理

競技会場等における、廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処理を行う。

#### (5) 衛生害虫の対策

関係機関・団体等の協力を得て、競技会場及び宿舎等の清潔な環境を維持し、ねずみ及び衛生害虫の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努める。

#### (6) 飲料水の衛生対策

水道事業者は、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、飲料水の衛生保持に努める。

### 4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市輸送・交通基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

### 3 輸送対象者

- (1) 選手・監督
- (2) 競技役員、競技補助員
- (3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- (4) 視察員、報道員
- (5) 一般観覧者
- (6) その他、市実行委員会が必要と認めた者

### 4 実施期間

実施期間は、原則として公式練習日を含む国体期間中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

### 5 実施範囲

- (1) 実施範囲は、競技会場、練習会場、駐車場、宿舎、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- (2) 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- (3) 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離の場合は行わない。

### 6 輸送業務の内容

#### (1) 計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

#### (2) 経路の設定

市実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のう

え輸送経路を設定する。

(3) 輸送の案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

(4) 乗降所の設置及び係員配置

市実行委員会は、競技会場でのシャトルバス・タクシーの発着所等について、輸送対象者の利便と安全を図るため、必要に応じて乗降所を設定し、係員を配置する。

(5) 指定下車駅の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、全国輸送との連携を図るため、「指定下車駅」を設定する。

(6) 全国輸送との連携

指定下車駅と宿舎の相互間の輸送については、自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

## 7 輸送力の確保

(1) 車両の確保

市実行委員会は、計画輸送のため、バス、タクシー等の借上げが必要と認められる場合は、関係機関・団体等の協力を得て確保する。

(2) 予備車両の確保

市実行委員会は、国体期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

## 8 交通業務の内容

(1) 交通の規制

市実行委員会は、国体の円滑な運営に万全を期すために、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内標識の設置

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて主要道路、競技会場及び練習会場周辺並びに駐車場等の主要箇所に案内標識、案内旗等を設置する。

(3) 交通整理及び係員の配置

市実行委員会は、競技会場周辺等における通行の安全及び交通混雑の緩和のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車の防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

## 9 駐車場対策

(1) 駐車場の確保

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等

の協力を得て、競技会場及び練習会場周辺に必要な駐車場を確保する。

なお、駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(2) 車両の誘導及び係員の配置

市実行委員会は、駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(3) 路上駐車の防止

市実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の駐車場を利用する人に対して、事前に「駐車許可証」を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

## 10 交通環境対策

市実行委員会は、国体期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民に対しても渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市警備・消防防災基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」指宿市開催競技（以下「国体」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、警備・消防防災業務を実施する。

### 3 実施期間

実施期間は、原則として国体開催までのうち実行委員会が必要と認める期間及び公式練習日を含む国体期間中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

### 4 実施範囲

実施範囲は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「国体関連施設」という。）及び宿舎その他必要とされる場所とする。

### 5 実施体制

#### (1) 国体開催前

実行委員会は、関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

#### (2) 国体期間中

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実施本部は、警備・消防防災業務を統括する。

### 6 警備業務の内容

#### (1) 基本的事項

国体関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

#### (2) 實施内容

##### ア 国体開催前

(ア) 警備体制及び通信連絡体制の整備・確立に関すること。

(イ) 現地踏査の実施に関すること。

(ウ) 警備業務に携わる警備員及び係員の確保に関すること。

(エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(オ) その他必要な警備業務に関すること。

##### イ 国体期間中

(ア) 選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の国体関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

(イ) 雜踏事故、その他事件・事故の防止に関すること。

(ウ) 国体関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

- (イ) 国体関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- (オ) 国体関連施設における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者・不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 国体関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (ケ) 円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

## 7 消防防災業務の内容

- (1) 基本的事項
  - ア 消防法等関係法令を遵守し、国体関連施設及び宿舎の消防防災に取り組む。
  - イ 指宿市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- (2) 実施内容
  - ア 国体開催前
    - (ア) 国体関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
    - (イ) 国体関連施設及び宿舎における予防査察（消防用設備・避難経路の点検及び防火安全対策の指導）に関すること。
    - (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
    - (エ) 防火防災意識の啓発活動の推進に関すること。
    - (オ) 国体関連施設での避難訓練に関すること。
    - (カ) その他必要な消防防災業務に関すること。
  - イ 国体期間中
    - (ア) 国体関連施設及び宿舎における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
    - (イ) 国体関連施設における救急・救助に関すること。
    - (ウ) 国体関連施設における火災その他の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導に関すること。
    - (エ) 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達に関すること。
    - (オ) その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 大規模災害等に係る対策
  - 国体開催前及び国体期間中において、指宿市災害対策本部または災害警戒本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。





みんなで応援しよう!



燃ゆる感動

# かごしま国体・かごしま大会

第75回国民体育大会

第20回全国障害者スポーツ大会



## 指宿市開催競技

ゲートボール  
9/ 26日土～27日日

指宿市営陸上競技場



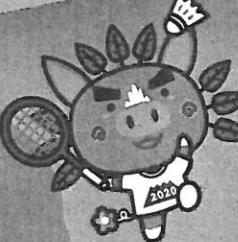
成年女子ソフトボール  
10/ 4日日～6日火

開闢総合グラウンド



バドミントン  
10/ 9日金～12日月

指宿総合体育館



グランドソフトボール  
10/ 24日土～25日日

開闢総合グラウンド



2020

お問い合わせ先

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会指宿市実行委員会事務局  
(指宿市役所 国体・スポーツコンベンション推進室)

〒891-0404 指宿市東方9300番地1

ふれあいプラザなのはな館

TEL 0993-23-1014 FAX 0993-23-1004

